

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	5-15
法令名	森林組合法	根拠条項	79、100-3		
許認可等	生産森林組合の設立の認可				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 78 条第 1 項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。					
第 100 条第 3 項 (略) 法第 78 条 (中略) の規定は、組合の設立について準用する。					
(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 1 審査基準 (11) 法第 79 条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準は、同条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。 (15) 法第 100 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、(11) に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」(昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知) に準拠しているかどうかを考慮するものとする。					
法第 78 条第 1 項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。					
法第 79 条 行政庁は、前項第 1 項の規定による申請があったときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。 1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。 2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。					
(その他)					